（共済金額に対する共済金の支払率）

第百三十条　法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率のうち、全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式に係るものは、前条第一号又は第二号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

（略）	（略）

2　法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率のうち、地域インデックス方式に係るものは、統計単位地域ごとに、第一号に掲げる率に第二号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

一　前条第三号の規定により組合員等が申し出た前項の表の上欄に掲げる割合に応じ同表の下欄に掲げる率

二　標準収穫量に対する、その算定の基礎となった当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の標準的な収穫量の合計の割合

（減収量の算定方法）

第百三十一条　法第百五十条第一項の減収量は、類区分（法第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた類区分にあっては、細区分）ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一～三　（略）

四　統計単位地域ごとに、イに掲げる数量がロに掲げる数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法

イ　その年産の統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えた数量

ロ　基準統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えた数量

（収穫共済の細区分に係る読替え）

第百三十五条　法第百五十条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める金額には、第百二十九条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第百五十条第一項の」とあるのは「法第百五十条第四項において読み替えて適用する同条第一項に規定する」と、「以下この款」とあるのは「次号」と、同条第一号及び第二号中「基準収穫量」とあるのは「基準収穫金額」と、「数量」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

（樹体共済の小損害不塡補及び損害の額の算定方法）

第百三十六条　法第百五十条第五項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

2　（略）

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一　共済価額が、第百五十九条の規定により申し出た金額以下であること。

二～四　（略）

（共済掛金区分）

第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一～五　（略）

六　第百五十九条の規定により申し出た金額の別

（新設）

（共済金額に対する共済金の支払率）

第百三十条　法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率は、前条各号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

（略）	（略）

（新設）

（減収量の算定方法）

第百三十一条　法第百五十条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一～三　（略）

四　統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収に隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法

（新設）

（樹体共済の共済金の支払開始損害額）

第百三十五条　法第百五十条第五項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

（樹体共済の損害の額の算定方法）

第百三十六条　（新設）

（略）

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

（新設）

一～三　（略）

（共済掛金区分）

第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一～五　（略）

（新設）